

自然の力で快適な生活環境を！

～協同組合ラテスト～



中川理事長

県下の異業種5事業体で構成された協同組合ラテストは平成3年の設立以来、纖維屑の炭化物をはじめ、様々な炭化物や植物抽出成分、木酢液の応用開発等を行ってきました。

産官学共同研究による炭化製品の吸着剤や排水処理剤、ウッドセラミックの開発等数々の新商品を開発し生産体制を確立しています。

又、機能性木質新素材技術研究組合にも参画し、炭化物による電磁波遮蔽材や吸収体の開発なども行っているところです。

炭化による纖維屑等の再利用では、二酸化炭素(CO₂)発生の低減につながり、樹木の抽出成分には森林浴効果、防虫などの効果があることが確認されています。ラテストではこれらの「自然力」に着目し、真剣に取組むことによって、健康で快適な生活環境を得る手法を確立しようと努めているのです。



協同組合ラテスト

協業組合太成、三木理研工業(株)、(株)早田商店、(有)エーティコム、紀州纖維工業(協)

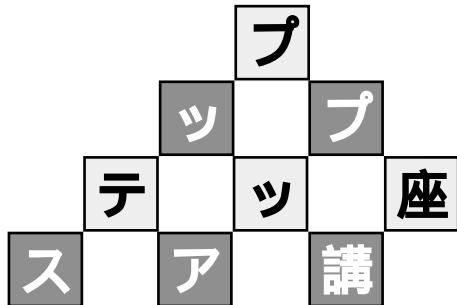
和歌山市小倉411-33 木工団地内

TEL 073-465-3510

FAX 073-465-3511

E-mail k-latest@cypress.ne.jp

URL <http://www.cypress.ne.jp/k-latest/>



循環型社会の創出を

「事業者の責務」=
リサイクル個別法による規制

既にご紹介いたしました「循環型社会形成推進基本法」の下に法体系として、廃棄物の適正処理を目的とする「廃棄物処理法」、リサイクルの推進を目的とする「資源有効利用促進法」、及び国等が率先して再生品などの調達を推進することを目的とする「グリーン購入法」があり、加えて産業廃棄物たる個別物品の特性に応じた規制として5つの個別法律、「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「建設リサイクル法」「食

品リサイクル法」そして、「自動車リサイクル法」が制定されています。(但し、自動車リサイクル法の施行は、2005年1月1日)

以下、個別に概要をご案内致します。各事業者、又は各組合においては、該当する部分があるかと思われますので、更に深い研究と組織展開をお願いする次第です。

1. 廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和45年12月公布)

この法律において排出事業者の責務は、「廃棄物の再生利用等による減量化をすること」「廃棄物を適正処理すること」及び「適正処理のため技術開発や情報提供をすること」と規定されます。

- (1) 減量化、リサイクル促進のための事業者の役割
 - ・自ら廃棄物、副産物の減量化、再生利用を進める
 - ・より多くの再生原材料、資材を使用する
 - ・設計段階から廃棄物の発生抑制や再生使用を考えた製品作りを行う
- (2) 適正処理のための排出事業者の役割
 - ・「排出事業者適正処理ガイドライン」をモデルとして社内ルールやシステムを策定し、それに則した適正処理を実施し、記録等の作成・保管を行い適正処理に係る評価、改善を行う。

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、同法で定められた20種類の廃棄物を指します。そのうち特に管理の必要なものを「特別管理産業廃棄物」と分類しています。産業廃棄物は、種類に応じて分別、保管、収集運搬、中間処理、最終処分(埋立)の各処理毎にその処理基準を設け、その処理責任は排出事業者にあると定めています。平成15

年4月より、排出事業者には最終処分までの処理が適正に行われる措置、それを確認が可能となる「産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度」が課せられ、管理票交付者が管理票の送付を受ける期限を越えた場合には、状況把握及び生活環境保全上の支障の除去等必要な措置を講ずるとともに、30日以内に都道府県知事に報告書を提出することになります。また、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して都道府県知事に提出し、更に毎年度の実施状況の報告を行い、それは1年間公衆の閲覧に供することになります。

平成15年12月1日付改正施行が行われています。主な点は下記のとおりです。

(1) 不法投棄(不法焼却)の未然防止等の措置

国、都道府県等の調査権限の拡充が図られ、報告、徴収及び立ち入り検査ができることになり、又不法投棄等の未遂罪の創設、罰則の強化が行われ悪質な処理業者への許可の取消の義務化が図されました。

(2) リサイクルの促進等の措置

広域的なリサイクル等の推進のため環境大臣の認定した者は、許可を要することなく対象となる廃棄物の処理が行えることとなりました。

2. 資源有効利用促進法 (平成3年4月公布)

この法律は、循環型社会形成という理念を実効あるものにする中心的役割を果たし、事業者の役割として下記の義務を課すことになります。

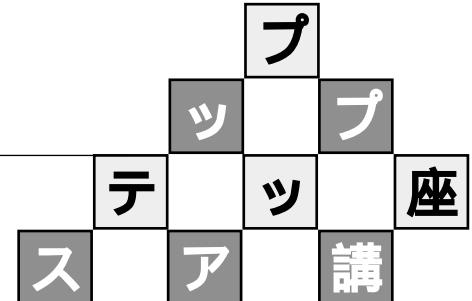
- (1) 製品対策

省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策

使用後に廃棄される量が多いなどの要件を満たす製品を指定し、その製品の省資源化・長寿命化

目指して

社会保険労務士 牧 宮 幸一郎



を図る設計・製造や修理体制の充実、又アップグレードに対応した設計を義務づける。

特定省資源業種（無機・有機化学工業製品製造業、自動車製造業、製鉄業）

特定省資源化製品（自動車、家電製品、パソコン、ガス・石油機器）

部品等の再使用（リユース）対策

使用後に廃棄される量が多く、部品等の再使用が可能である等の要件を満たす製品を指定し、部品等の再使用が容易な製品設計・製造を行うことや、回収した使用済み製品から取り出した部品を新たな製品において再使用することを義務づける。

特定再利用業種（紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業、）

指定再利用促進製品（自動車、家電製品、複写機、ガス、石油機器、浴室ユニット、システムキッチン、ニカド電池、小型二次電池使用機器）

事業者による回収、再生利用（リサイクル）の推進対策

使用後に廃棄される量が多く、事業者による効率的な回収、再生利用が可能であるなどの要件を満たす製品と指定し、回収、再生利用を義務づける。

指定再資源化製品（パソコン、小型二次電池）事業者による分別回収のための表示

分別回収促進のため表示を行うことが義務づけられる。

指定表示製品（スチール・アルミ製缶、ペットボトル、塩化ビニール製建設資材、小型二次電池、プラスチック・紙製品容器包装）

（2）副産物（産業廃棄物）対策

副産物の発生抑制（リデュース）・再生利用（リサイクル）対策

産業廃棄物の最終処分量を削減するため、発生する製品外の副産物（スラグ、汚泥等）を生産工程の合理化等や発生した副産物の再利用促進に計画的に取り組むことが義務づけられる。

指定副産物（電気業の石炭灰、建設業の土砂・コンクリート・アスファルト・木材）

3. グリーン購入法

（国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律
平成12年6月公布）

この法律の目的は、「国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達、情報の提供その他需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保することに寄与することとしています。

ちなみに、「環境物品等」とは、以下を規定しています。

再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料または部品

下記の事由により環境への負荷の低減に資する製品

- ・環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること
- ・使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないとこと
- ・使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がし易いことにより、廃棄物の発生を抑制することができること

・その他

環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等、環境への負荷の低減に資する役務

国及び独立行政法人等においては、物品及び役務の調達に当っては、環境物品等への需要の転換を促進するため、環境物品等を選択するよう努めなければならないとされ、「環境物品等の調達の基本方針」「同調達方針」を作成し、「調達実績の概要の公表等」を行い、環境大臣に通知することになっている。

地方公共団体（都道府県及び市町村）においても、環境物品等への需要転換を図る措置を講ずることとされ、調達の推進を図る方針を作成し、目標を定め、また「特定調達品目」に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるように義務付けられている。

事業者や国民も責務として、物品を購入し若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択して下さいと定められている。

次に、具体的な個別の特定商品の規制法を見ていきましょう。

4. 容器包装リサイクル法

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 平成7年6月公布)

この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全や、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

事業者及び消費者は、繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出抑制、分別基準適合物の再商品化で得られた物又は、これを使用したものの使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するように努めなくてはならないと規定され、地方公共団体（市町村）は、分別収集に必要な措置を講ずる責務を負います。分別収集計画に基づいて分別収集した容器包装廃棄物を選別し、圧縮梱包等を行い、保管施設に保管することになります（分別基準適合物の状態）。次に特定事業者には、自主回収や再商品化義務が課せられ、

リサイクルシステムが確立されます。

特定事業者とは、特定容器利用事業者、農・林・漁業、製造業、卸・小売業において、販売商品に特定容器を用いる事業者、特定容器製造等事業者、特定容器の製造等を行う事業者、特定包装利用事業者、農・林・漁業、製造業、卸・小売業において、特定包装を用いる事業者を指します。輸入業者や、お持ち帰り販売を行う場合の学校・宗教法人や飲食店なども見落とされがちですが、該当する場合もあります。

基本的には、すべての容器包装が分別収集の対象となります、この法での特定容器・包装とは、一般廃棄物で、市町村により分別収集されているもので、特に、特定事業者が再商品化を義務付けられているものを「特定分別基準適合物」といいます。

スチール・アルミ缶、飲料用紙パックやダンボール製品容器は対象外で、ガラス製容器、ペットボトル・プラスチック製容器、発泡スチロール製トレー紙製容器・包装及びラップ包装が該当します。

5. 家電リサイクル法

(特定家庭用機器再商品化法 平成10年6月公布)

この法律の目的是、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による収集・運搬、再商品化に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すると規定しています。この法律におけるリサイクルを進めていく役割分担は、排出者（消費者=一般家庭や事業者）は、適正な排出（引渡し）と収集や運搬、再商品化等にかかる費用を支払い小売業者が排出者からの引取り義務と製造業者への引渡し義務により収集・運搬を行い、製造業者や輸入業者は引取り義務が課せられ有用な部品や材料を回収し、再商品化等基準に従い、再商

品化等実施義務を課せられて関係するすべての人が協力してリサイクルを進めるシステムを作っています。

対象となる機器は、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機が指定（特定家庭用機器）であり、鉄、銅、アルミ、ガラスが資源として再商品化され、併せて冷媒フロンを回収・破壊し、オゾン層破壊や地球温暖化防止に努めます。

先にご紹介しました様に「指定再資源化製品」（資源有効利用促進法）に平成13年4月より指定された小型二次電池や事業用のパソコンのリサイクルが実施されており、更には家庭用パソコン、複写機、携帯電話、PHS（モバイル・リサイクル・ネットワーク）について進められています。

6. 建設リサイクル法

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 平成12年6月公布)

この法律は、特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずると共に、解体工事者について登録制度を実施する等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用と廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

特定の建設資材とは、コンクリート、コンクリート

と鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリートの4品目です。

平成14年5月30日から分別解体等と再資源化等の実施義務が課せられました。

特定建設資材を用いた建築物の解体工事、新築工事等で対象建設工事（一定規模以上のもの）については、特定建設資材廃棄物を基準に従い、工事現場で分別・分別解体し、再資源化等することが義務づけられ、工

事の発注者や元請業者等の受注者にはそれぞれ責務が課せられます。

発注者は、契約において解体工事に要する再資源化等の費用の明記を行い、適正なコストの支払を明確にすること、工事の着手7日前までに、分別解体等の計画を都道府県知事に届け出ることとされ、受注者には対象建設工事の元請事業者として発注者に建築物等の構造、工事時期、分別解体等の計画について書面を交付して説明する義務、又分別解体、再資源化等の実施

にあたっては、現場ごとに公衆の見やすい場所に標識の掲示義務、工事の施行を管理する技術管理者の配置義務、再資源化等の完了した時の発注者への書面での報告義務等が課せられます。又、都道府県知事は発注者への計画の変更命令、受注者への助言・勧告・命令・報告の徴収及び立入り検査を行い、受注者の建設業の許可や解体工事業の登録を受けることになります。

7. 食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律 平成12年6月公布）

この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し、基本的な事項を定めるとともに、又食品関連事業者による食品循環資源、再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用、廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品製造業等の事業の健全な発展を促進し、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

生産、流通、消費の各段階で食品の廃棄物の発生を抑制し、食品廃棄物のうち肥・飼料、油脂等及びメタンの原材料として再資源化される有用なものを食品循環資源といい、再生利用を進め、最後に廃棄されるものは脱水乾燥、発酵、炭化により減量を行い、廃棄処分を容易にしています。又食品関連事業者とは食品

の製造業、小売業及び飲食店業、食事の提供を伴う事業を行うものであり、その他食品の再生利用を推進するため各々の関係者の役割が定められています。食品関連事業者には、計画的に再生利用等に取り組むことが求められ、再生利用事業者（食品廃棄物の再生利用を行うもの 登録制度有り）には、排出者と食品循環資源の再生利用品の利用者とを結びつける立場を理解し、両者への適切な情報提供及び生活環境に配慮した事業活動が求められ、農林漁業者等の再生利用品の利用者には、利用に努めるとともに、それによってできた農産物等を食品関連事業者に供給し、生産を食料消費との間の資源循環を確保することが求められています。

8. 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律 平成14年7月公布）

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正に、かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車にかかる廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全並びに国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

基本となる考えは、これまでに自動車リサイクルのインフラを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全となる主要因であるシュレッダーダスト、及び新たな環境課題であるフロン類、エアバッグ類への対応という問題に対しては、市場原理に基づいた使用済自動車のリサイクル、適正処理の持続的取組みの環境整備を図っていく、又自動車製造業者等における適正な競争原理が働く仕組みとすることにした。 使用済自動車から生じる最終処分量の極小化を図るという課題については、自動車製造業者等にシュレッダーダスト等のリサイクル義務を課した。 不法投棄の防止については、不法投棄防止に資する仕組みとすることとし、イ) 関連事業者の都道府県等による登録、許可制度、ロ) 電子マニフェスト（移動報告）制度、ハ) リサイクル料金等の新車時（車検時）預託、二) 自動車重量税還付制度等が導入されました。

自動車製造業者（輸入業者含む）は拡大生産者責任制により、自らが製造・輸入した自動車が使用済になった場合には、シュレッダーダスト、エアバッグ類のリサイクル、フロン類の破壊を行う義務を負い、関連事業者である引取業者、フロン類回収業者、解体業者等についても個々に責務が規定されています。2005年1月1日から適用される行為義務等については、関連する事業者、組合において掘り下げて頂きたい、紙面上では、割愛させて頂きます。

さて、循環型社会の構築を目指して、第1回目で基本法、第3回目で個別法をご案内してきました。第2回目は、中休みの感で、排出者としての私達が事業活動の中で何に気をつけたら良いのか、基礎を関連づけてみました。循環型社会はマネジメントシステムのISO14000'SやTQM等も手法としながら、次の産業のテーマである「環境」にサポートされて進展していくかと思います。また、国民の一人一人として、一般産業廃棄物を排出して環境に負荷をかけていることを真剣に学習することが必要になっているのではないかでしょうか。

稚拙な文章を3回にわたり、執筆機会を与えて頂いた中央会様、又、お目を通して頂きました読者の方々に深く感謝申し上げます。

官公需確保対策地方推進協議会

8月19日（木）平成16年度官公需確保対策地方推進協議会が経済センター（和歌山市）9階会議室において開催されました。

主催者の近畿経済産業局中小企業課、中小企業庁取引課の官公需担当専門官から官公需法の概要、「中小企業者に関する国等の契約の方針」についての概要説明があり、続いて和歌山県商工振興課長と中央会より官公需施策の取り組み状況についての詳細な説明が行われました。

平成16年度中小企業者に関する国等の契約の方針（概要：抜粋）

1. 中小企業者の受注機会の増大のための措置

- (1) 情報提供の促進
- (2) 中小企業官公需特定品目等の発注情報等の提供及び受注機会の増大
- (3) 官公需適格組合等の活用
- (4) 指名競争契約等における受注機会の増大
- (5) 中小企業者への説明の徹底
- (6) 銘柄指定の廃止
- (7) 分離・分割発注の推進
- (8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮
- (9) 適正価格による発注
- (10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用
- (11) 中小建設業者に対する配慮



- (12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大
- (13) 新規開業者に対する受注機会の増大に向けた措置
- (14) 調達手続きに関する簡素・合理化
- (15) 中小企業者の自主的努力の助長

2. 中小企業者向け契約目標

平成16年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆5,023億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆3,104億円、公団等については約2兆1,919億円とする。

3. 官公需に係る施策の推進



イノベーションプランコンテスト

in きのくに2004

募集要項

和歌山を元気にする
知恵を大募集！

	ビジネスアイデア部門	ビジネスプラン部門
募集内容	世界遺産、情報、環境、福祉の関連分野及びその他県内産業の発展につながる新商品・新サービス等のアイデアで、事業化されていない未発表のもの	創造的技術やアイデアをもとにした、事業化されていない未発表のビジネスプランで、将来的に和歌山県内の技術革新、経営革新を促進させ、新商品の開発や新事業の創出につながることが期待されるもの
応募資格	新商品、新事業のアイデアを持っている中小企業者もしくは個人、グループ、学生（中学生以下は除く。）	具体的なビジネスプランを持ち、事業化・起業化を目指す中小企業者もしくは個人、グループ、学生（高校生以下は除く。）
表彰	最優秀賞 1件 賞状及び賞金10万円 優秀賞 1件 賞状及び賞金5万円 敢闘賞 10件 賞状及び賞金1万円 (高校生は賞金相当額の図書券です。) 和歌山県経営者協会会長賞 1件 賞状及び記念品	最優秀賞 1件 賞状及び賞金100万円 優秀賞 1件 賞状及び賞金20万円 敢闘賞 1件 賞状及び賞金10万円 和歌山県経営者協会会長賞 1件 賞状及び記念品
審査	一次審査 平成16年10月 (「新規性」、「独創性」を中心に書類審査を行います。) 最終審査 平成16年11月予定 (一次審査通過者を対象に、引き続き書類審査を行い入賞者を決定します。) *最終審査会（和歌山県企業ソムリ工委員会の専門家等で構成）	一次審査 平成16年10月 (「新規性」、「独創性」、「事業可能性」等について書類審査を行います。) 最終審査 平成16年11月予定 (一次審査通過者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、一次審査の結果等を勘案して入賞者を決定します。) *最終審査会（和歌山県企業ソムリ工委員会の専門家等で構成）

募集期間

平成16年9月30日（木）まで
郵送の場合は、平成16年9月30日（木）必着
(FAXでは受付しません。)

応募方法

「イノベーションプランコンテストinきのくに2004応募用紙」((財)わかやま産業振興財団のホームページからもダウンロードできます。http://www.wakkun.or.jp/)に必要事項を記載の上、Eメール、持参又は郵送で(財)わかやま産業振興財団まで応募してください。

入賞者の発表

入賞された方に、書面で通知するとともに、当該ビジネスアイデア、ビジネスプランと氏名等を財団のホームページに掲載するほか公表します。

発表会

ビジネスプラン部門の入賞者の方々には発表会においてプレゼンテーションを行っていただきます。

主催 和歌山県、財団法人わかやま産業振興財団
協賛 和歌山県経営者協会
後援 和歌山県中小企業団体中央会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会

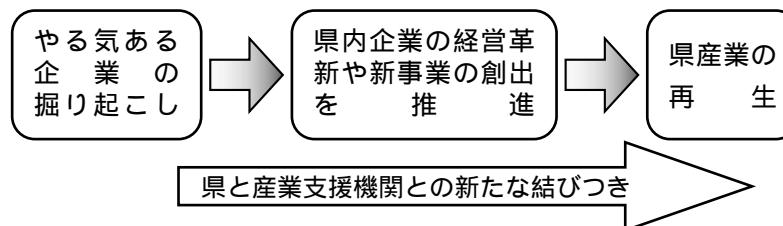
申込み・問い合わせ先

応募に際して、注意事項等ございますので、詳しくは財団法人わかやま産業振興財団経営支援部まで
〒640-8227 和歌山市西汀丁26番地
(和歌山県経済センター3階)
電話 073-432-3227 FAX 073-432-7299
URL http://www.wakkun.or.jp/
E-mail shinsan@wsc.wakkun.or.jp

中央会だより

企業プロデュース事業とは？

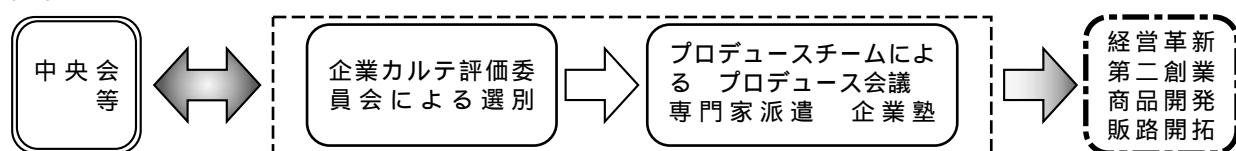
当中央会では、やる気のある県内企業に対して経営・技術・新事業創出などに対する支援を総合的に実施することにより、県産業の再生を戦略的に推進していくことを図っています。



【施策】

ワンストップサービスの構築
元気で頑張る企業（やる気ある企業）の発掘
企業プロデュース = 「儲かる仕組み」の構築

（2）企業プロデュース = 「儲かる仕組み」の構築



2 企業プロデュース事業の特徴について

（1）「支援 = 補助金」から「支援 = 総合プロデュース」へ

企業支援 = 補助金という従来の事業手法から、企業支援 = 総合的なプロデュースという事業手法に転換し、企業と一緒にになってビジネスプランを構築。

専門家チーム（プロデュースチーム）によりプロデュース

＜メンバー＞経営コンサルタント、中小企業診断士、ITコーディネータ、学識経験者 等

必要に応じ各支援施策を検討

きのくにマッチングプラザ、事業可能性調査、専門的展示会出展補助 等

（2）「申請回数は1回のみ」から「申請回数は何度でもOK」へ

企業カルテ評価委員会で選ばれなかった企業等事業についても、事業の成熟度に応じて何度でも申請（チャレンジ）することが可能。

お問い合わせは当会まで TEL 073-431-0852

研修のご案内

国の人材養成機関
中小企業大学校 関西校

人事担当者
向けコース

経営革新のための 人事戦略再構築

- 受講対象者 経営者及び人事労務管理者
受講料 73,000円（税込み）
募集期間 平成16年 10月5日(火)～7日(木)
11月9日(火)～11日(木)
12月1日(水)～3日(金)
定員 20名
時間数 54H(9日間)

ものづくり
コース

経営に活かす 生産マネジメント

- 受講対象者 工場長・製造部門幹部及びそのスタッフ
受講料 73,000円（税込み）
研修期間 平成16年 10月12日(火)～15日(金)
11月1日(月)～2日(火)
12月1日(水)～3日(金)
定員 30名
時間数 54H(9日間)

当校の研修はキャリア形成助成金・地方自治体等の人材養成補助金の各制度の対象となります。

中小企業大学校 関西校 独立行政法人中小企業基盤整備機構

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 TEL 0790-22-5931 FAX 0790-22-5941

中央会からアンケート調査 ご協力のお願い

中央会では、「平成16年度中小企業実態調査」を実施しています。

和歌山県下の中小企業にあって、経営実態、企業の得意分野、所属組合等に対するニーズ、その他様々な問題において、どのような対応をとろうとされているのか幅広く調査し、今後の連携組織のあり方についての検討を行うと共に、基本的事項のデータベース化を図ります。

貴重な資料として活用させて頂きますので、ご協力の程よろしくお願いします。



お問い合わせは当会 情報調査課まで TEL 073-431-0852

和歌山市
からの
お願い

正しい広告物の掲出について！

和歌山市では条例により屋外広告物の掲出について規制しています。

違反広告物がまちの美観風致の維持、公衆に対する危害防止に悪影響を及ぼすことのないよう、正しい広告物を掲出されるようお願いします。

また、市条例では平成16年4月1日より、違反広告物の簡易除却の対象物件が増えています。（はり紙、はり札、立看板に加えてのぼり旗、簡易広告板）

屋外広告物に対するご相談は下記まで
和歌山市役所都市計画部 都市計画課 管理班
TEL 073-435-1073（直通）



木工の技術力と 次代への可能性を結集!

～和歌山木工センター協同組合～

プロフィール

一般建具製造業、その関連業による地場産業の生産基地として昭和37年に設立。

伝統を生かしながら近代的な生産体制を導入し住宅関連のあらゆる顧客ニーズに対応可能なトータルハウジング団地を目指しています。



藤村理事長



業界近況について

木工業界では切るに切れない木くず等の環境問題、廃材のリサイクル事業化に対して、組合員の意思統一の下、あらゆる方向性をもって取り組んでいるところです。



組合PR

「木の文化」は日本人の美意識として定着しています。伝統的な木工の技を生かしながらコンピュータ制御などハイテクに対応、「木」の持つ無限大の可能性にチャレンジしています。



組合所在地 和歌山市小倉431番地
T E L 073-477-1201
F A X 073-477-0321
設立年月日 S37.7.19
組合員数 39

会員HP紹介

平成15年度の中央会事業により、会員6組合がホームページを開設しました。
このページでは毎月2組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしていきます。

和歌山市管工事業協同組合

URL <http://www.w-kankoji.com/index.htm>

〒640-8251
和歌山市南中間町12
TEL 073-436-6801
FAX 073-436-6804

水道工事業のプロ集団組織として、官公需適格組合証明を取得し市民のライフラインの確保を目指しています。



The screenshot shows the homepage of the Wakayama City Water Supply Construction Association. The header features the association's name in English and Japanese. The main content area includes a large image of a worker, text about the association's mission, and several links: '市民の質問へ', '組合の活動', '青年部', '組合会員ページ', 'お問い合わせ', and '会員登録'. The footer contains contact information and a login link.

和歌山県自転車軽自動車商業協同組合

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/wajikyo/index.html>

〒640-8331
和歌山市美園町二丁目154番地
TEL 073-422-1216
FAX 073-422-1223

自転車軽自動車組合ならではの自転車の選び方や正しい乗り方、又、組合員紹介など非常に充実したホームページです。



The screenshot shows the homepage of the Wakayama Prefecture Bicycle and Light Car Commercial Association. The header features the association's name in English and Japanese. The main content area includes a large image of a person riding a bicycle, text about the association's mission, and several links: 'トップページ', '組合概要', '自転車の選び方', '正しい乗り方', and a 'サイクル関連リンク' box. The footer contains contact information and a login link.

会員だより

漆器の町に夏の風物詩・下駄市



8月14日（土）海南市黒江の川端通りでは、江戸時代からの夏行事である“下駄市”が開催され、多くの人たちで賑わいました。

昔、黒江の漆器職人は、盆休みに真新しい下駄を買って里帰りをしたという習慣があったことから、漆器と共に下駄の市も隆盛を見ました。

この日、黒江川端通りの両側には夜店がずらりと立ち並び、紀州漆器伝統産業会館前では、漆器商工業協同組合の青年部の方たちの設営するビアガーデンと漆



募集人員303名のところ、528名（学生400名、一般128名）の参加者がありました。

開会式では、県商工労働部 石橋部長が、「景気に少し明るさが見えてきましたが、まだまだ職を求めている人は多い。企業の皆様には個人個人の良さを見出しつて、一人でも多く採用していただきたい」と挨拶されていました。

会場では、企業の個別ブースでの面談に加え、適性と職業を考えるキャリア形成支援コーナーも設けられ、参加者は皆真剣な表情で相談に訪れていました。



ふるさとで就職を!!

~きのくに人材リターンフェア~

8月13日（金）ホテルグランヴィア和歌山にて、第21回きのくに人材リターンフェアが開催されました。

毎年お盆のこの時期に実施される秋のリターンフェアは、来春卒業予定の学生だけでなく、一般のリターン希望者も対象としており、今回は、出展企業60社（新規13社）

器の販売など、賑わいぶりもひとしお。

涼しげな浴衣姿で散策する人々は、下駄市という夏の風物詩を楽しみながら川端通りの風情に堪能したようです。



和歌山県漆器商工業協同組合
TEL 073-482-0322

平成16年度 中小企業組合検定試験

中小企業組合検定試験に挑戦して、
中小企業組合士になりましょう!!

I will aim

平成16年度「中小企業組合検定試験」受験概要

受験資格 … 中小企業組合の業務に従事している人、又は将来従事しようとする人。

試験日 … 平成16年12月5日(日)

試験地 … 札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

受付期間 … 平成16年9月1日(水)～10月15日(金)

受験料 … 5,000円(一部科目免除者は3,000円)

試験科目 … 「組合制度」「組合運営」「組合会計」

その他 … 申込方法など詳しいことは、和歌山県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。

(受験願書は中央会にあります。)

シニアアパワーの活用

～65歳まで働く社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働くことを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えことになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働く環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月 62歳

平成19年4月～平成22年3月 63歳

平成22年4月～平成25年3月 64歳

平成25年4月～ 65歳

全国先進組合事例

埼玉県

秩父市商店連盟事業協同組合

無期限で使える日本初コイン型商品券で街の活性化

所 在 地 〒368-0046
秩父市宮側町1番7号
電 話 番 号 0494-22-4411
F A X 番 号 0494-24-8956
組 合 員 数 357人
出 資 金 179万円
設 立 平成14年2月
地 区 秩父市

主 な 業 種 小売業、飲食店、サービス業、
運輸業
組 織 形 態 カード組合
組合専従者 -
専 徒 理 事 -
U R L [http://www.chichibu-cci.or.jp/
news/ken3.htm](http://www.chichibu-cci.or.jp/news/ken3.htm)

秩父市内の主な商店会が組合を設立し「秩父市共通商品券」を発行。日本初の財務局認可のコイン型商品券で、使用期限がないので市民にも定着してきている

背景と目的

市内の商店会が参加する秩父市商店連盟連合会では、平成11年から市内の遺跡に因んで、奈良時代の貨幣「和同開珎」を模したコイン型商品券を7回にわたり発行してきた。しかし市民からは、使用期間が半年間しかなく「使いにくい」という声があり、利便性を高めるため、無期限式での発行を検討してきた。

取り組みの内容

まず、市内の商店会一致団結のもと、発行母体として法人格を持つ協同組合を平成14年2月に設立し、関東財務局から前払い式証票発行の認可を得た。そして同年10月、無期限の商品券としては日本初のコイン型商品券となる「秩父市共通商品券」を発行した。購入使用者には、3%のプレミアム（5%記念発行も有り）が付き、利用のメリットは大きい。3%のプレミアムは加盟店が負担し、発行手数料と記念発行時のプレミアム2%分は組合が負担している。

成果

商品券の恒久化にあたり、今まで商店連盟連合会には参加していない郊外の2商店会が組合に参加したため、市内の加盟店率は8割を超え、利用者の利便性が向上した。また、日本初のコイン型商品券として話題となり、商店街のイベントの景品にも積極的に利用されるようになったため、市民にも定着してきた。さらに市の条例改正によって、敬老祝金にも商品券が利用されるようになった。組合では独自に、お祝い金をプラスして支給するほか、高齢者の利便性を高めるため、配達可能店舗の一覧表なども作成し配布している。市内商店会の団結力の強さと、行政との上手な連携が成功要因といえる。



宮崎県

地元特産品の活用による再生芋焼酎の開発と拡販
寿海酒造

協

業

組

合

所在 地 〒888-0005

串間市大字北方字池田1295番地

電話 番号 0987-72-5611

FAX 番号 0987-72-4355

組合員数 5人

出資金 4,500万円

設立 昭和60年7月

地 区 -

主な業種 焼酎乙類製造業

組織形態 全部協業型組合

組合専従者 17人

専従理事 5人

U R L <http://www.jukai-shuzou.jp>

地元特産の赤芋「ことぶき芋」を原料とした芋焼酎の開発で、新しい市場の開拓を推進し、業績を拡大するとともに、地元産業の活性化に貢献している

背景と目的

近年、焼酎は清酒に近づくことを志向し、主に「麦」を原料とする製品が普及していた。当組合も、市場の嗜好に沿って、本来の商品である芋焼酎から離れて、「麦」を原料とする製品を中心に製造・販売を続けていたが、麦焼酎を中心とした品揃えでは、大手メーカーに販売体制や価格面で対抗することが困難な状況にあった。この状況を開拓するため、本来の芋を原料とした製品を再開発し、独自の付加価値を加えた商品を寿海ブランド商品として販売することを決定した。

取り組みの内容

串間地区は、昔から甘藷の産地として有名であり、特に現地で赤芋と言われる「ことぶき芋」は当地を代表する産物であるが、そのことぶき芋を原料として、工場内の自然湧水で仕込んだ商品を「ひむか寿」として発売した。新商品の販路開拓には、全役員、全従業員が一丸となって当たり、東京や大阪の大都市への売込みを図った。

成果

大市場において消費者から高い評価を得たことにより、出荷量も大幅に伸び、対前年比約60%増を達成した。さらに、地元産の芋を原料にすることにより、地元産業の活性化にも役立っており、出荷量の増加に伴う第2工場の増設や、人材の採用などによる地元への貢献度は大きい。今後は、更に地元のJA、行政、企業との提携を緊密化し、地元産の芋焼酎の拡販に努めるとともに、その利益を地元に還元し経営基盤の一層の充実を図る予定である。



組合事務所と工場



組合の一部商品



**労使がお手伝いします。
地域の就職支援活動**

**和歌山県地域労使就職支援機構
(厚生労働省委託事業)**

構成団体

連合和歌山
商工会連合会 経営者協会 商工会議所連合会
中小企業団体中央会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)
TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086
Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員報

7月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

業界景況に変化なし

前年同月比の景気動向

↑ 増加・好転 ↓ 不変 → 減少・悪化

項目		売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	↓	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷刷	↓	↓	↓	↓
	化学生ゴム	↑	→	→	↑
	窯業土石製品	↓	↓	↓	↓
	鉄鋼金属	↑	→	↑	↑
非製造業	その他	→	↓	↓	↓
	卸売業	→	→	→	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	↓	↓	→	→
D I 値		-32.5	-60.0	-42.5	-50.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

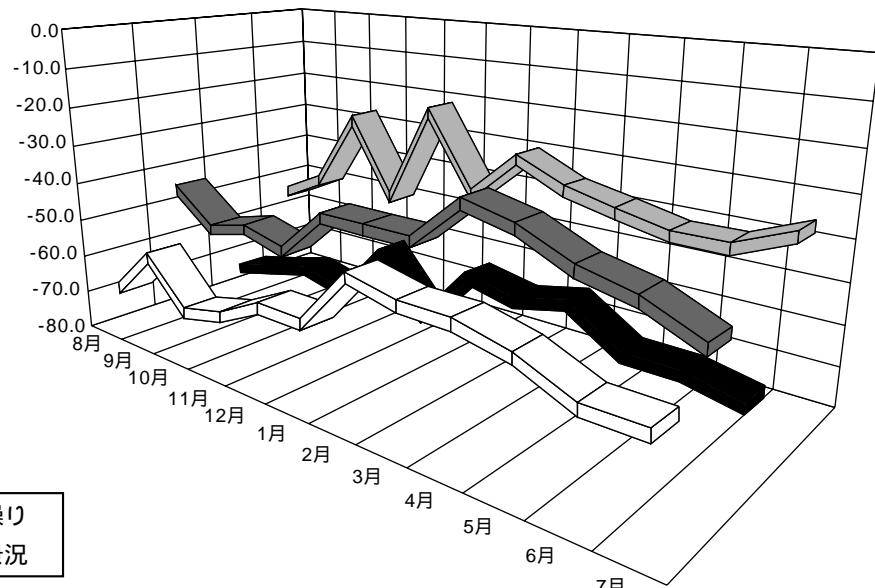
総評

前年同月比における「業界景況」判断指標 (D I 値: 景気動向指数) は、マイナス50.0ポイントであり、同6月調査と比べて変化はなかった。

同6月調査と比べ、「売上高」は5ポイント改善、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は5ポイント悪化した。

7月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不变」との回答は12名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は4名であった。

年間DI値
(前年同月比)
の推移



○ 製造業 ○

食 料 品	16年産梅収量は南高梅で前年対比125%、平年対比102%となり、昨年の不作からして良好であった。中元商品の売れ行きダウント。(梅干)
織 繊・同 製 品	夏物の店頭販売は猛暑の影響で好調だが、当業界は残暑が長いと悪影響が出てくるおそれがある。(ニット)
	シーズンに入っているが、盛り上がりに欠けているようだ。(織物)
	僅かですが、売れ行きダウント。(手袋)
木 材・木 製 品	相変わらず各工場の稼働は鈍い。マンション系が7月後半から多少動き出した。(建具)
	業況が好転しそうにありません。(建具)
化 学 ゴ ム	主原料、副原料共に価格の上昇の動きが大きい。合成染料、顔料共に商い低調。(化成品)
窯 業・土石 製 品	官公需、民需共に出荷量が落ち込んでいる。依然として、景気の低迷が続いている。(生コン)
鉄 鋼・金 属	この状況はいつまで続くのでしょうか。平成17年もこのようありますように。(機械金属)
和 雑 貨 製 造 業	石油関連の値上がりにより、3月に続き、7月にも材料の値上げがあり、収益に影響があるものと心配される。(家庭用品)

○ 非製造業 ○

卸 売 業	連日の記録的な猛暑により、エアコンの需要が急増し、売上の増加に貢献した。ほとんどの組合員にその傾向が見られ、また、需要増が値崩れを阻止し、販売価格の低下もあまり見られなかった。ただ、業界の景況としては、依然低調で回復の兆しはない。(電設資材)
小 売 業	御坊周辺の景況は依然として厳しい。公共工事の減少、木材、農業の不振で、経済環境は悪い。組合員に関しては、一部の組合員を除き、大手スーパー、コンビニ、チェーン店等の進出により、淘汰されつつある。(日高市場)
	景気は回復しつつあると言われているが、和歌山市の路線価格は今年も下がった。都会と地方の格差はますます広がっている。資産デフレが止まらない限り、和歌山の景気は上向かないと思う。(和歌山市)
	7月よりバーゲン時期に入りましたが、今年の暑さと台風の影響もあり、人出が悪く、ボーナスが出た月でもありました。消費には効果が少なかった様子でした。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	ホテルでは老齢化時代の先取りに向け、バリアフリーが随分と配慮されてきました。一方、一般的の和式旅館では施設整備の遅れが目立ち、環境問題ではますますホテルとの格差が大きくなり、おのずと減速運営が予測されます。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(96.5%)、総売上料金(99.2%)、1人当たり消費単価(102.7%)、総宿泊料金(92.9%)、1人当たり宿泊単価(96.2%)。1~7月の宿泊人員で見ると、15年は560,436人、16年は572,732人で12,296人の増(+2.2%)である。酷暑のせいもあり、夏休みに入り好調の兆しを見せ、前年同月の水準は見込まれていたが、7月30~31日のJTB花火大会当日の台風によるキャンセルは、宿泊人員減の大きな要因と考えられる。(白浜旅館)
	7月の軽自動車の販売台数は堅調であり、昨年は新車ラッシュで各社の販売競争が熾烈でしたが、今年の7月も昨年並みの好成績でした。(田辺自動車)
運 輸 業	中元時期ですが、前年と比べてやや減少している。毎月、燃料の高騰により、ますます経営を圧迫してきている。今月のみならず、8月以降も値上げとなることは必至であり、これは物流関係だけでなく、多方面に影響され、景気がより悪くなるのではないか。(和歌山市)
	原油価格の高騰が続き、厳しい状況は続く。(有田トラック)

ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ - 7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメールアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

毎月20日締切、
翌月1日補償開始
日々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心！
入院・通院は1日目から補償



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

TEL 073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

TEL 073-433-0591

中央会共済制度

マキシムR（通常定期保険）

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済（拠出型企業年金保険）

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806

FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災

総合火災共済 上記～及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議

水ぬれ 盗難 水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輌に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療 共済金	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用 軽乗用自動車	5,500円
自家用 軽貨物自動車	5,500円
自家用 乗用自動車	11,000円
自家用 小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)